

環循適発第 2403195 号
令和 6 年 3 月 19 日

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

浄化槽設置整備事業実施要綱の一部改正について

浄化槽設置整備事業の実施にあたっては、令和 6 年 1 月 26 日付け環循適発第 2401263 号環境省環境再生・資源循環局長通知「浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の実施について」により、浄化槽設置整備事業実施要綱を定めているところであるが、今般、当該実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 3 月 19 日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

なお、改正の主な内容は下記のとおりである。

記

浄化槽災害復旧事業の対象となる範囲を定める等の所要の改正を行った。